

コミサポひろしま 運営規約

第1条（団体の名称）

この団体は、コミサポひろしま という。

第2条（事務所）

この団体は、主たる事務所を広島県呉市に置く。

第3条（団体の目的）

この団体は、災害発生時にボランティア活動ができるノウハウを蓄積し、人材の育成を図るとともに、被災地の支援活動を行い、安心して安全な社会の形成に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

- （1）災害救援、復興支援に関する事業
- （2）災害救援、復興支援、防災に関する啓発及び広報事業
- （3）復興支援に関わるチャリティ事業
- （4）被災地の復興および防災にかかる人材育成事業

第5条（会員）

本会の会員は、次の2種類とする。

- （1）正会員は、この団体の目的に賛同し入会した者とする。
- （2）サポート会員は、この団体の事業を賛助するために入会した者とする。

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、役員承認を得るものとする。

第7条（役員）

この団体は、以下の役員を置く。

- 代表 1名
- 副代表 1名
- 会計役 1名

第8条（役員任期）

役員任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（職務）

- （1）代表は団体を代表し、その業務を統括する。
- （2）副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職を遂行する。

(3) 会計役は、団体の業務及び財産の状況を監査する。

第10条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) その他、第9条に定められる職務を遂行することが出来ないと認められるとき。

第11条（総会）

この団体の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時開催できるものとする。

総会は以下の事項について議決する。なお、総会は正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- (1) 運営規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他、団体の運営に関する重要事項

第12条（委任）

この運営規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、役員が別に定める。

第13条（変更）

この運営規約は、会員の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

第14条（設立年月日）

本会の設立年月日は平成27年4月1日とする。

附則

- 1 この規約は、2016年7月1日から施行する。
- 2 この規約は、2018年3月1日一部改正。
- 3 この規約は、2018年9月1日一部改正

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

2018年9月1日

広島県呉市吉浦新町1丁目2-31 コミサポひろしま 代表 小玉幸浩